

地下水の水質汚濁に係る環境基準について

平成9年 環境庁告示第10号より抜粋
改正 令和3年10月環告63（令和4年4月1日施行）

項目		基準値	項目		基準値
1	カドミウム	0.003mg/L以下	15	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
2	全シアン	検出されないこと。	16	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
3	鉛	0.01mg/L以下	17	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
4	六価クロム	0.02mg/L以下	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
5	砒素	0.01mg/L以下	19	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
6	総水銀	0.0005mg/L以下	20	チウラム	0.006mg/L以下
7	アルキル水銀	検出されないこと。	21	シマジン	0.003mg/L以下
8	P C B	検出されないこと。	22	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
9	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	23	ベンゼン	0.01mg/L以下
10	四塩化炭素	0.002mg/L以下	24	セレン	0.01mg/L以下
11	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L以下	25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
12	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	26	ふっ素	0.8mg/L以下
13	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	27	ほう素	1mg/L以下
14	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	28	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。